

飯山市の子育て支援事業の現状について

1. 保育園

3歳未満児の保育園入所希望が年々増加傾向であり、特に0歳児、1歳児の入所希望が多く、また年度途中の入所希望が多い。一方、全体の園児数は減少傾向にあり、一部保育園では混合保育を実施している。

平成29年4月から、しらかば保育園が休園となり、令和3年4月、あきは保育園がしろやま保育園と統合となった。

長野県が認定している「信州型自然保育（信州やまほいく）認定団体」の「普及型」団体として、令和2年10月1日付けで公立保育園7園が認定され、自然や地域の環境を活かした保育を行っている。

2. 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

市内2か所に子育て支援センターを設置し、就園前の乳幼児と保護者に遊び・交流の場、子育て相談や情報交換の場を提供している（北部子育て支援センター：飯山市勤労青少年ホーム内、子育て支援センター「たんぽぽ」：飯山市子ども館「きらら」内）。子育て支援センター「たんぽぽ」はファミリー・サポート・センターの事務局も兼ねている。

3. 飯山市子ども館「きらら」

平成30年6月に、子育て支援の拠点施設として飯山市子ども館「きらら」が開館。児童クラブ、児童センター（自由来館）、子育て支援センター、病後児保育室、放課後デイサービスの5つの機能を有している。

4. 児童センター・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

現在、児童センター2か所、児童館1か所、放課後児童クラブ6か所を、飯山市社会福祉協議会に委託し運営を行っている。

令和7年度の城北小学校開校にあわせ、区域内の放課後児童クラブも統合を予定しており、令和4年6月から新統合小学校児童クラブ検討委員会を発足し、実施設計や運営規定等について検討を行っている（令和5年12月までに計5回開催）。城北小学校に在学予定の保護者や児童クラブ職員等へのアンケート調査から、新児童クラブの需要を調査し、統合後の児童クラブにおいて適切な対応ができるように検討を行っている。

5. その他（保護者負担の軽減等）

・令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償がスタートし、3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料（保育料）が無償化。市独自事業の第 3 子保育料無料化についても継続実施し、保育料階層区分の細分化等により、要保護世帯の保育料の負担軽減を実施。

・令和 5 年 4 月から 3 歳未満児の給食費（主食費＋副食費）も無償化。また、使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止。

・平成 30 年 4 月より、妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートするワンストップ相談窓口の飯山市子育て世代包括支援センター「あいえる」を設置（保健福祉課）。

・令和 3 年 4 月より妊婦さんが安心安全に出産病院まで行けるマタニティタクシー事業を開始。同じく令和 3 年 4 月より妊婦さんが無料で口腔内疾患検診を受診できるようになりました。（保健福祉課）

・市内在住のすべての子ども・妊産婦及びその家庭に対し、必要な情報提供や各種相談及び関係機関等との調整などを行うための相談機能として令和 3 年 4 月より飯山市子ども家庭総合支援拠点を新たに設置。

・令和 5 年 5 月より、食糧品等の物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て家庭(住民税均等割非課税世帯等)を支えるため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・その他世帯分)として、児童 1 人あたり 5 万円を給付。(国費事業)

・令和 5 年 12 月より、食糧品等の物価高騰の影響を受けつつも、国の支援を受けることが出来ない低所得の子育て家庭(住民税所得割非課税世帯等)を支えるため、子育て世帯生活支援特別給付金(低所得世帯分)として、児童 1 人あたり 3 万円を給付。(県費事業)